

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応について

◎ 湖誠会 … 全項目について、4/24で決定したとおりの運用を継続すべきとの意向

〔本会議関係〕

		対応（通常からの変更点）	各派の意見（変更の意向）
1	議員の出席	半数のみを基本とし、採決のみ全議員が出席する。 （議席番号の奇数・偶数で分ける）	（清） 通常通りに戻すべき。
2	執行部の出席	必要な説明員のみ出席を求め、随時の入退場を認める。 （市長・副市長・総務部長 + 質問への答弁がある説明員）	
3	傍聴	傍聴は御遠慮いただく。 ※ 記者は除く	（新） 状況に応じて適宜判断すべきであることから、議長に一任する。 （清） 通常通りに戻すべき。
4	質疑・一般質問	一般質問は行わず、議案に対する質疑のみとする。 質疑の持ち時間は答弁を含んで30分とする。	（新） コロナウイルス対策関連の施策や肉付け予算の事業があるため、ある程度は「質疑並びに一般質問」を認めてもよいと考える。 ただし、実施方法は以下の2案のいずれかとし、重複する質問は会派間で調整する。 また、一般質問を制限することから、執行部に対しては、会派での議案説明及び委員会での十分な説明を求めることとする。 〈案①〉 質問者を各会派1人ずつとする。 （持ち時間は答弁を含んで60分） 〈案②〉 所属人数に応じて各会派の持ち時間を設定する。 ・ 3人以上 120分、1人会派 60分（答弁含む） ※ 持ち時間内で何人が質問するかは各会派が判断する。 （公） 時間・人数を制限した上で一般質問も実施すべき。 （共） 通常通りに戻すべき。 （市） ① 質疑のみとし、各会派1人が行えることとする。持ち時間は会派の所属人数に応じて決定する。（一人会派でも30分は確保する） ② ①を行わないならば、できる限り議員、執行部の途中入場が生じないよう発言順を調整する。 （協） 一人当たりの時間を30分とした上で、通常どおりの「質疑並びに一般質問」を行うべき。 （清） 通常どおりの「質疑並びに一般質問」を行うべき。質問するかどうかは各議員が判断すればよい。

〔本会議関係〕

		対応（通常からの変更点）	各派の意見（変更の意向）
5	委員長報告	登壇せず、委員会審査報告書の写しをタブレットに配信する。	
6	討 論	討論はできる限り短くするよう努める。	(市) 〈追加〉全会一致の案件については討論を控える。
			(共) 通常通りに戻すべき。
7	意見書	6月通常会議で議決すべき重要な案件のみに限定し、提出にあたっては議運で協議することとする。 提出を希望する会派は、意見書の内容をあらかじめ各会派に説明し、提出について賛同を得ておくこととする。	(共) 通常どおりの手順に戻すべき。
8	会派説明会 (勉強会) 重要案件説明会	議案に関する資料（内容説明文書など）を配布し、その上で各会派が開催の必要性を判断する。 【開催する場合】 ① 原則として執行部からの説明は省略し、質疑応答のみとする。 ② 質疑応答を行う議案をあらかじめ指定する。 ③ 質問事項を会派内でとりまとめ、あらかじめ執行部に伝える。	(市) この対応を継続すべき。 ※ 効率化のため、今後もこの運用を継続すべき。

【常任委員会】

		対応（通常からの変更点）	各派の意見（変更の意向）
1	執行部の出席	最小限とする。 予算決算常任委員会全体会は執行部の出席を求めない。	
2	傍聴	傍聴は御遠慮いただく。 ※ 記者は除く	(清) 通常通りに戻すべき。
3	開催場所	日程調整の上、可能であれば第1及び第2委員会室のみを使用。	
4	議案審査	執行部の説明は事前に文書で配信し、委員会当日の説明は省略する。（質疑から始める）	(新) <追加>審査に要する時間の目安を委員長が設定し、各委員はできる限りその時間内に終了できるよう努める。
			(市) <追加>事前の会派説明で内容をしっかり確認し質疑は簡明に行う。 <追加>議案以外の内容についての質問及び意見・要望は行わないよう徹底する。
5	請願審査	趣旨説明のための請願者本人の出席は御遠慮いただく。 （希望があれば趣旨説明の文書を配信する）	
6	所管事務調査	重要な計画等のうち、6月時点でしか調査できない案件に限る。	(共) 通常通りに戻すべき。
7	行政視察	本年度は原則として行わない。	

【特別委員会】

		対応（通常からの変更点）	各派の意見（変更の意向）
1	設置及び活動	設置の上、当面の間は活動を見合わせる。	(共) 通常通りに戻すべき。
			この対応を継続し、例年のような初会合資料などの新たな資料は求めないこととするが、過去の資料など関連する資料をサイボウズにまとめ、それを使って各委員が調査・研究しておく。

〔議会運営委員会〕

		対応（通常からの変更点）	各派の意見（変更の意向）
1	傍聴	傍聴は御遠慮いただく。（議員の傍聴を含む） ※記者は除く	
2	開催場所	第二委員会室とする。	
3	協議事項	通常会議に関する必要な協議のみとし、議会における行政評価など、議会改革関連の協議は当面の間行わない。	
		執行部からの提出予定議案の説明は行わない。	
		軽微な報告・連絡事項、名簿・○×等の確認はメール及びタブレット配信とし、議運では議題としない。	
		会議時間の短縮のため、議会局からの説明は最小限とし、資料のとおりでよいかの確認とする。（全日程の説明、議事次第など資料の読み上げで終わるものは説明を省略する）	

〔政策検討会議〕

		対応（通常からの変更点）	各派の意見（変更の意向）
1	開催	ミッションロードマップの実行テーマを含め、当面の間は開催しない。	(新) 議会BCPの見直しに係る政策検討会議を設置し、検討を開始すべき。

【その他の事項】

		対応（通常からの変更点）	各派の意見（変更の意向）
1	各会派政策要望	例年 8 月に実施される会派要望に係る進捗報告（前年度要望に関するヒアリング）は実施しない。 ※ 資料提出も求めない	会派要望に係る進捗報告は書面提出を求める。 (市) 感染症対策が終息していなければ、次年度予算編成に係る要望も書面提出のみとする。
2	インターンシップ	当面の間は受け入れを行わない。	

【その他意見】

(共) 委員会初会合（勉強会）が開催されないことから、各部局から一年間の取り組みについて、現段階での精査状況を議会に報告してもらうべき。

特に計画策定については、先送りするものや期限があるものもあるが、現時点での方向性を知らせてもらい、委員会での調査・報告に反映させる。

(共) 議会HPでの情報発信は重要である。通常の議会活動が行えない状況であることから、議会、議員の日常など発信する内容について協議し工夫するべき。

(市) 災害時でも状況に応じた対応ができるよう国に対して法改正を要望すべき。（ウェブでの本会議、オンラインでの採決など）

(市) 議会BCPについては、議会総意の活動としてタイムリーに広報する。